

令和5年度 第1回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和5年12月21日（木）18:30～19:30
開催場所	江別市民会館37号室
出席委員（8名）	中川雅志、清水雅彦、佐々木 浩子、伊藤 公一、佐藤 誠一、堀井 弘至、鈴木 篤、服部 慎一
欠席委員（3名）	笹浪 哲雄、歸來 みどり、藤谷 満雄、
事務局（9名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康推進室長、国保年金課長、保健センター参事1名、保健センター主査1名、国保賦課係長1名、国保年金課主査1名、国保年金課担当1名
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 江別市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）令和5年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて （2）令和6年度国民健康保険事業費納付金概算額について （3）令和6年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について （4）出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税軽減について （5）第3期江別市国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画）の策定及び第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画の策定について 4 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）令和6年度国民健康保険税の課税限度額について 5 その他 6 閉会

国保年金課長	<p>定刻より少し前ですが、出席予定の皆様が揃いましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。これより令和5年度第1回江別市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日の会議は、笹浪 哲雄委員、歸來 みどり委員、藤谷 満雄委員から欠席する旨の連絡がありました。</p> <p>江別市国民健康保険運営協議会規則に基づき、定数11名中8名のご出席をいただいておりますことから、本日の運営協議会は成立しているものであります。</p>
国保年金課長	<p>続きまして、交代がありました委員をご紹介します。</p> <p>まずは、公益代表 江別市社会福祉協議会 副会長の中川 雅志委員です。</p> <p>続きまして、公益代表 道央農業協同組合 江別・野幌ブロック副委員長の清水 雅彦委員です。</p>

国保年金課長	引き続き、事務局職員をご紹介します。 (職員の紹介)
国保年金課長	続きまして、会議次第の「2 江別市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」の議事に移らせていただきます。 今回、会長及び会長職務代理者とも辞職されたことから、両名の選出が必要となります。 会長及び会長職務代理者につきましては、選挙によって選任されることになっておりますことから、決まるまでの間、慣例に従い、健康福祉部長が議事を進めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
国保年金課長	ご異議がないようですので、健康福祉部長が議事を進めさせていただきます。
健康福祉部長	それでは、会長及び職務代理者が決まるまでの間、私が議事を進めさせていただきます。 議事の「会長及び会長職務代理者の選出について」を議題といたします。 まず、事務局から会長及び職務代理者の選出方法について、説明願います。
国保年金課長	会長及び会長の職務を代行する委員の選出につきましては、国民健康保険法施行令の規定によりまして、公益を代表する委員の中から、指名推選や投票により選挙することとなっております。 なお、これまでは委員からの指名による指名推選で選出を行っております。
健康福祉部長	ただいま事務局より選出の方法について説明がありました。今回、会長、会長職務代理者とも任期途中での変更となるため、事務局による指名推選としてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
健康福祉部長	ご異議がないようですので、事務局による指名推選とさせていただきます。 事務局から推薦をお願いいたします。
国保年金課長	事務局から推薦いたします。 会長は前任の佐藤氏の後任であり、社会福祉に造詣の深い江別市社会福祉協議会の中川委員に、会長職務代理者は前任の荻野氏の後任で組合員の多くが国保加入者である道央農業協同組合の清水委員を推薦いたします。
健康福祉部長	ただいま、事務局から、会長には中川委員を、会長職務代理者には清水委員という、推薦がありました。ご異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
健康福祉部長	ご異議なしということでございますので、会長には中川委員が、会長職務代理者には清水委員が選出されました。 中川委員、清水委員におかれましては、何卒よろしくお願い申し上げます。
国保年金課長	ただいま選出されました、中川会長、清水職務代理には、正面の席へ移動後、ご挨拶をいただきます。席の移動をお願いいたします。
中川会長、 清水会長職務代理	(中川会長、清水会長職務代理から挨拶)

国保年金課長	この後の進行につきましては、中川会長にお願いいたします。 会長よろしく申し上げます。
中川会長	夜の会議ですので、速やかな議事の進行について心がけますので、皆様ご協力をお願いいたします。 なお、傍聴者は0名であることを報告いたします。
中川会長	では、3 報告事項（1）「令和5年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。 事務局から報告願います
国保給付・年金担当	<p>報告事項（1） 令和5年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについてご報告いたします。資料の1ページをお開き願います。</p> <p>まず歳入です。令和5年度決算見込額Bの列をご覧ください。</p> <p>行番号1番、国民健康保険税の決算見込みは、18億2,747万8千円です。</p> <p>今年度において、収納率は前年並みと見込んでおりますが、令和4年度から令和5年度にかけて被保険者数は大きく減少しました。そのため、調定額が大きく落ち込み、結果として予算額を確保できない見込みとなっております。令和5年度決算見込額は、当初予算比で5.0%減の決算見込みとなっております。</p> <p>行番号5番、道支出金は、算定の基礎となる保険給付費の支出状況などを基に決算見込みを算出した結果、91億343万6千円となっております。</p> <p>行番号8番、繰越金は、令和4年度決算における黒字額5,731万8千円となっております。</p> <p>これらの結果、歳入合計は、行番号10番、122億4,415万円となっております。</p> <p>次に歳出です。同じくB列、行番号14番、保険給付費の決算見込みは89億2,424万9千円であり、当初予算比2.3%減となっております。</p> <p>行番号18番、基金積立金については、前年度繰越金から、今年度中に必要な分などを差し引いた額を基金に積み立てるもので、5,725万6千円と見込んでおります。</p> <p>これらの結果、歳出合計は、行番号20番、123億5,549万9千円となっております。</p> <p>行番号23番、歳入歳出差引は1億1,134万9千円の赤字見込みとなります。</p> <p>このため、赤字決算を回避するため、補正予算により、保険税を減額補正した上で、不足する財源について基金繰入金を増額し、赤字決算にならないように対応する予定であります。</p> <p>また、歳入のうち、行番号7番の基金繰入金、行番号8番の前年度繰越金、歳出のうち、行番号18番の基金積立金を除いた単年度実質収支は、行番号24番、2億9,833万3千円の赤字となる見込みです。</p> <p>なお、令和5年度末における基金残高は、行番号25番、5億3,860万</p>

	9千円と見込んでおります。
中川会長	ただいま事務局から、報告事項（１）の「令和５年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。
委員一同	（質疑なし）
中川会長	ないようですので、本件を終わります。
中川会長	次に、報告事項（２）「令和６年度国民健康保険事業費納付金概算額について」を議題といたします。事務局から報告願います。
国保賦課係長	<p>それでは、報告事項（２）令和６年度国民健康保険事業費納付金概算額についてご説明いたします。資料２ページをお開き願います。</p> <p>上段の「概算納付金の算定」でございますが、北海道は国保運営方針に規定する算定方法により、国が示す全国平均医療費や国保加入者が負担する後期高齢者支援金と介護納付金の負担見込額などの仮係数を基に、概算納付金を算定し、市町村に提示します。北海道と市町村は、この額を基本に令和６年度国保特別会計の予算を編成することになります。</p> <p>また、今後の予定としましては、年末に国の予算案が確定後、これら係数の確定数値が国から都道府県に示され、北海道は確定納付金を算定して市町村に提示し、北海道と市町村はこの確定額を基に予算措置をすることになります。</p> <p>その下の「北海道国保特別会計」ですが、北海道は全道で必要となる保険給付などの総額を４，５７２億円と見積もり、その財源は被用者保険加入者が負担する前期高齢者交付金１，６０３億円のほか、全道の市町村が納める国保事業費納付金が１，３８０億円などとなっております。</p> <p>次に「市町村国保特別会計」ですが、国保事業費納付金から各市町村に国・道から交付される交付金や、一般会計からの繰入金などの個別歳入を控除し、特定健診等の保健事業費などの個別歳出を加えることで、全道市町村の保険税（料）収納必要額を、１，２０８億円と見積もっております。市町村は保険税（料）を主な財源として、法定外一般会計繰入金や基金繰入金などにより、保険税（料）収納必要額をまかなうこととなります。</p> <p>続きまして下段の「江別市国保事業費納付金概算額と保険税収納必要額」ですが、北海道が算定した当市の国保事業費納付金 a は、３０億８，９１８万円９千円となっております。ここから個別歳入・個別歳出 b を増減した結果、保険税収納必要額 c は、２４億８，２０４万９千円となります。これに対し、当市の国保税を現行税率で見積もった賦課総額 d は、２２億１，４１６万円を見込んでおります。また、賦課総額を過去３か年の平均収納率 e で乗じた収納見込額 f は、２１億４，７０７万１千円となり、保険税収納必要額 c との比較では、３億３，４９７万８千円の不足が見込まれるものであります。</p> <p>下段の参考「前年度比較」であります。表は、江別市の令和５年度及び令和６年度の被保険者数及び納付金額について表しております。なお、当市の納付金は前年から１.５％減少しておりますが、一人当たりの負担額は６.７％の増加となっております。</p>

	<p>国保事業費納付金の財源確保に向けた検討課題として、国・道調整交付金のさらなる増額に向けて、保険事業や医療費適正化事業を一層強化するほか、保険税の収納率向上などの歳入確保に取り組む必要があると考えております。</p> <p>そのうえで、不足額を確保するためには、税負担の公平性を確保するために行う課税限度額の引き上げや、税率等の見直し、さらには国民健康保険積立基金の活用を検討しております。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局から、報告事項（２）「令和６年度国民健康保険事業費納付金概算額について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
中川会長	<p>ないようですので、本件を終わります。</p>
中川会長	<p>次に、報告事項（３）「令和６年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保給付・年金担当	<p>報告事項（３）令和６年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針についてについて報告いたします。資料の３ページをお開き願います。</p> <p>令和６年度の予算については、現在、編成中ですので、編成に当たっての基本方針や、歳入歳出の項目ごとや被保険者数などの年度の推移を中心とした説明となります。</p> <p>まず、（１）基本方針は記載のとおりです。これらはいずれも、安定した国保事業の運営に必要な事項であります。</p> <p>次に、（２）基本的事項として、予算編成に当たっての基礎数値などを記載しております。</p> <p>被保険者数の推移としましては、近年の減少の傾向を反映しております。</p> <p>保険税の収納率については令和５年度の収納率見込みを、令和６年度の収納率としております。</p> <p>保険給付費は、過去の保険給付費の推移と被保険者数などから推計しており、保険給付費に不足が生じないよう、令和５年度決算見込み比 0.2%減の 89億 434万 5千円と積算しております。</p> <p>国民健康保険事業費納付金は、北海道が国民健康保険事業に要する費用から積算しており、令和５年度決算見込み比 1.5%減の 30億 8,919万 3千円となっております。</p> <p>次に、一般会計繰入金の内訳で財政安定化支援事業に係る繰入ですが、北海道で算定している国保事業費納付金の算定において、令和５年度までは 8割繰入で算入していたところを、令和６年度からは、北海道全体で統一して 10割繰入で算入することとなったため、25.0%増の 2億 1,762万 8千円を要求しております。</p> <p>次に、現段階の予算見込額をご説明しますので、１ページにお戻りください。</p> <p>資料右側 C 列「令和６年度予算見込額」については、12月現在の値であり、基金からの繰り入れを計上しておらず、また、現行の保険税率での歳入額の見</p>

込みであるため、歳入額に不足が生じています。

最終的な予算につきましては、歳入歳出額を一致させる必要があることから、今回の質疑等を踏まえまして、再積算する予定でありますので、予算要求額として最終のものではないことをご留意願います。

歳出につきまして、C列、行番号14番、保険給付費については、資料3ページのとおりとなっております。

なお、保険給付費の財源については、北海道から全額が保険給付費交付金として交付されますので、見込み額以上に保険給付費の支払が生じたとしても、歳入額不足にならなくなっております。

また、行番号15番、国民健康保険事業費納付金については、資料3ページのとおり、北海道が提示する金額を各市町村が納付することになります。

歳入に戻ります。これらを踏まえ、C列、行番号1番、国民健康保険税については、現行の税率と、来年度も現在の収納率を維持する前提での積算では、被保険者数が大きく減少したことを加味して、17億3,406万2千円の見込みとなります。

このほか過去の実績等から、その財源となる道支出金、一般会計繰入金などを積算しております。

この結果、行番号10番の歳入合計は119億25万6千円、行番号20番の歳出合計は122億3,382万2千円で、行番号23番の歳入歳出差引額3億3,356万6千円の不足となっております。

国保特別会計としましては、歳入歳出の収支を合わせるために、不足する3億3,356万6千円について、基金を取り崩すほか、保険税を増額するなどの対応が必要となりますが、現時点では、基金を取り崩して収支を合わせることを検討しております。

そうしたことから、令和6年度は、基金を大幅に取り崩すことを、令和7年度以降は税額を改定することを検討しておりますので、参考として、追加資料を作成しました。

本日、配付しております、国保事業費納付金と基金残高の見込みについての資料をご覧願います。

1. 保険税を据え置きした場合のグラフであります。このグラフは、現行税額を変更しなかった場合の令和5年度以降の事業費納付金と基金残高について記載したものです。事業費納付金を納めるための国保税収入の不足を基金繰入金で賄うこととすると、令和7年度には、基金残高がマイナスとなる見込みであります。

次に下の2のグラフであります。保険税を令和7年度に2.5億円増税した場合のグラフであります。このグラフの見込みどおりに推移しますと、令和11年度までは、収支を保つことができる見込みとなります。

次のページに移りまして、保険税改定の検討であります。

北海道では、事業費納付金の算定の際に、各市町村が事業費納付金を確保す

	<p>るために設定すべき標準保険料率を定めており、この標準保険料率を参考に各市町村は、それぞれの税率を設定しております。</p> <p>1として、上段に江別市現行保険税と道が示す標準保険料との比較を記載しておりますが、この表をみると、江別市の現行保険税よりも標準保険料率の方が高くなっており、江別市の現行保険税では、国保事業費納付金の財源を確保できないことが読み取れます。</p> <p>また、2. 他市比較では、石狩管内各市の保険料率を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局から、報告事項（3）「令和6年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
堀井委員	<p>江別市自体が、いわゆる基金残額がなくなることを踏まえて、要は値上げをしなければいけないという形になった場合には、これは令和7年度から実施したいという考え方でよろしいですか。</p> <p>また、令和7年度から実施するのであれば自治会等の市民の方への周知は来年ぐらいからしないと間に合わないと思いますが、どうお考えですか。</p>
国保年金課長	<p>保険税の改定をいつ考えてるかということですが、まず、1ページの資料をご覧くださいと思います。行番号25番、基金残高ですが、令和4年度は7億7,962万4千円。そして、今年の収支を合わせるために基金を取り崩しますと、B列25行、令和5年度決算見込額5億3,860万9千円が来年度の当初時点では残っていることから、令和6年度予算組むためには、C列の23行目の3億3,356万6千円をこの基金残高5億3,800万から使うことを考えております。</p> <p>それ以降、令和7年度予算は、基金の残高を取り崩すだけでは対応できなくなる見込みが見えておりますので、予定といたしましては、令和7年度に税額改定を検討しております。</p> <p>令和6年夏頃から、こちらの運営協議会で協議していただきたいと思っております。また、広報についてですが、年に1度、納税の通知を出しますので、その通知等の機会を利用して、国保加入の皆様には広報していきたいということを考えております。</p>
中川会長	<p>よろしいでしょうか。ほかに質問はありませんか。</p> <p>他にないようですので、報告事項を終わります。</p>
中川会長	<p>次に、報告事項（4）「産前産後期間の国民健康保険税軽減について」を議題とします。事務局から報告願います。</p>
国保賦課係長	<p>それでは、報告事項（4）出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税軽減についてご説明いたします。資料4ページをお開き願います。</p> <p>初めに、1の制度の概要についてですが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国、地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度となります。</p>

	<p>次に2の軽減内容についてですが、(1)の対象となる者は、出産する被保険者となります。</p> <p>(2)の減額内容は、①・②にあるように、所得割額の4か月相当額と、被保険者均等割額の4か月相当額を減額するものです。</p> <p>また、出産する被保険者が多胎妊娠、すなわち2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠した場合は、所得割額及び被保険者均等割額の6か月相当額を減額するものです。</p> <p>なお、出産する被保険者が低所得世帯の軽減対象に該当する場合の被保険者均等割額は、軽減区分に応じて減額するものとなります。</p> <p>下の図は、減額措置のイメージを表した図ですので、ご参照ください。</p> <p>次に、(3)の影響額の見込みですが、①出産する被保険者数は、令和5年度予算人数の53人、②影響額の見込みは、64万9千円、③公費負担は、国2分の1、道4分の1、市4分の1となります。</p> <p>最後に、3の施行期日についてですが、令和6年1月1日としています。</p>
中川会長	ただいま事務局から、報告事項(4)「出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税軽減について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。
委員一同	(質疑なし)
中川会長	ないようですので、本件を終わります。
中川会長	次に、報告事項(5)「第3期江別市国民健康保険データヘルス計画(保健事業実施計画)の策定及び第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画の策定について」を議題といたします。事務局から報告願います。
健診担当主査	<p>第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について説明いたします。</p> <p>資料の5ページをご覧ください。</p> <p>初めに、1 計画の目的等は、国の指針等に基づき、保険者が、疾病の早期発見・早期予防により被保険者の健康の保持・増進を図り、特定健康診査及び特定保健指導等の保健事業を、より適切かつ有効に実施することを目的に、健康・医療情報を活用した効果的・効率的な保健事業の実施等に関する、第3期データヘルス計画と、特定健診等の実施方法や計画の公表・周知方法等に関する、第4期特定健康診査等実施計画を、厚生労働省が定める作成の手引きに基づき、一体的に策定するものです。</p> <p>次に、2 本計画の位置づけですが、江別市の最高規範である「江別市自治基本条例」に基づき策定された「江別市総合計画」が示す分野別の政策「まちづくり政策」に沿って策定される国保加入者の健康保持・増進を目的とした個別計画として位置づけられるものです。</p> <p>次に、3 計画期間ですが、計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間を予定しています。</p> <p>次に、4 策定経過 ですが、健診データ、レセプトデータに基づく医療費等の分析につきましては、本計画の策定支援として、健康や医療情報の分析業</p>

務を委託しています。

策定作業につきましては、レセプトデータを統計処理し、疾病別の医療費の分析、高額医療費における疾病別の傾向や要支援・要介護認定者の疾病・医療費の分析、また、生活習慣病医療費の分析を行っています。特定健診データの分析では、健診受診者の階層化、特定健診受診結果の分析、特定保健指導の実施状況、特定健診受診と医療機関受診動向の分析などを行っています。

これら分析結果から、江別市国保の健康課題の抽出と、その対策として特定健診をはじめとする保健事業のあり方・実施方法などについて、検討したところです。

計画策定と実施に当たり、医師の理解と協力が重要なことから、8月には江別医師会と特定健診等に係る意見交換を行いました。また、11月には社会福祉審議会においてご協議をいただきました。

次に、5 今後のスケジュール であります。12月7日から1月9日にパブリックコメントを実施し、令和6年3月までに、計画を策定する方針です。

次に、6 計画素案 についてご説明いたします。別冊資料の目次をご覧ください。

計画は、レセプトデータから医療費等の分析を中心に行っており、全体としての傾向のほか、生活習慣病に焦点を当てて分析を行っています。

新しい計画の構成は、10章からなっており、第1章では計画策定の背景と趣旨、位置づけ、計画期間等について記載しています。

6ページをお開きください。

第2章では、前期計画に係る目標の評価と保健事業の実施状況について記載しています。第2期での中長期目標である特定健診受診率、特定保健指導終了率は新型コロナウイルス感染症発生前までは順調に伸びておりましたが、発生後は集団健診の中止や訪問指導の差し控え等の影響を受けたことから、実績は回復傾向ではあるものの、計画策定時と変わらない結果となりました。

12ページをお開き願います。

第3章は、江別市の健康、医療情報等の分析に基づき、健康課題の抽出を行っています。死亡の状況や介護の状況、国保加入者の医療の状況から、特に予防可能な生活習慣病に着目し健康課題を記載しています。

データ分析からは、脳血管疾患、心疾患の重症化疾患に罹患した方の多くは、高血圧、糖尿病、脂質異常症といった基礎疾患を保有していましたが、特に高血圧の保有割合が高い状況でした。

また、慢性腎臓病の医療費割合や受診率が増加傾向にあり、糖尿病の保有割合が高い傾向にありました。特定健診の状況なども合わせて検討した結果、第2期に引き続き、高血圧と糖尿病を重点として取り組むこととしています。

49ページをお開き願います。

第4章では、第3期データヘルス計画の目的や目標を記載しています。最上位の目標には健康寿命の延伸を、中長期目標には慢性腎臓病にかかる医療費割

	<p>合の抑制と、脳血管疾患受診率の抑制を設定し、これらを達成するための短期目標を設定しています。</p> <p>50ページをお開き願います。</p> <p>次に、第5章でデータヘルス計画の目的・目標を達成するために必要な個別保健事業について記載しています。</p> <p>次に、第6章ではデータヘルス計画の全体像、第7章では評価、見直しについて、第8章では計画の周知について、第9章では個人情報の取扱いについて記載しています。</p> <p>55ページをお開き願います。</p> <p>第10章からは、第4期特定健康診査等実施計画について、計画策定の背景と趣旨、計画期間、前計画の目標達成状況、特定健診・特定保健指導の実施方法、主な取組について記載しています。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(5)「第3期江別市国民健康保険データヘルス計画(保健事業実施計画)の策定及び第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画の策定について」の報告がありました。ご質問はございませんか。</p>
堀井委員	<p>特定健診自体の受診率が58ページを見ると、現段階でも、20~30%しかないという状態ですね。いかに市民に広く周知されているかという、広報えべつその他含めても、個人に郵送等はされていますが、じゃあ行こうかという気持ちになる人の方が逆に少ないのではないかなという実感です。4月か5月ぐらいに郵送物が来て、来年の3月末まで受診できますよという案内があっても忘れてしまう市民の方が大半ではないかなと思います。追ってお知らせを送付する等の手段を講じて、少しでもこの特定健診の受診率を上げる工夫がないのでしょうか。</p>
健康推進室長	<p>保健センターでは、年度当初に受診券の送付を行って特定健診のご案内をしています。また、広報えべつに健診のお知らせ等を入れて周知しております。</p> <p>年度途中におきまして、電話での勧奨や、受診してない方に対して再度はがきで特定健診の受診勧奨などを行って、特定健診の受診率向上のために市民の方にご案内をしているところでございます。</p>
中川会長	<p>ほかに質問はありますか。</p>
服部委員	<p>51ページの真ん中あたりで、【短期目標】生活習慣病発症予防・保健指導に関連するデータヘルス計画の目標が3つあります。その2番目が特定保健指導対象者の減少率の向上、3番目が特定保健指導による特定保健指導実施率の向上と書いてありますが、3番目の意味がわかりにくいと思います。</p>
保健センター参事	<p>確かにそうですね。表現を少し直そうと思います。</p> <p>基本的には、特定保健指導実施率を向上するということを目標にしておりますので、この表現は今後見直したいと思います。</p>
中川会長	<p>ほかにありますか。</p> <p>ないようですので、本件を終わります。</p>
中川会長	<p>次に、4 協議事項(1)「令和6年度国民健康保険税の課税限度額について」</p>

	<p>を議題といたします。 事務局から説明願います。</p>
<p>国保賦課係長</p>	<p>協議事項（１）令和６年度国民健康保険税の課税限度額について、ご説明いたします。資料の６ページをお開き願います。</p> <p>国民健康保険税の課税限度額については、医療保険の保険料に係る国民負担の公平性を確保するため、国は、過去から地方税法施行令を改正し、課税限度額の引き上げを行っております。</p> <p>本市では、被保険者の負担増となる課税限度額の引き上げに係る条例改正につきましては、国の政令公布が年度末となり、運営協議会での協議及び市議会での条例改正の議決をいただくいとまがない場合、１年遅れで施行してきました。このことから、令和５年３月３１日に公布された地方税法施行令の一部改正に伴う、江別市国民健康保険税条例の一部改正につきましても、１年遅れの令和６年度から適用したいと考えております。</p> <p>それでは、資料に沿って課税限度額の仕組みなどをご説明いたします。</p> <p>資料上段の「令和５年度江別市国民健康保険税課税方法（現行）」についてですが、国保税は３つの区分で課税しております。</p> <p>１つ目は基礎課税分で、国民健康保険事業に要する費用に充てるための区分です。所得に応じて算定する所得割、被保険者１人につき２４，０００円を負担していただく均等割、１世帯につき２５，５００円を負担していただく平等割で構成しております。これらを足した世帯の課税限度額は、現行で６５万円となっております。</p> <p>２つ目は後期高齢者支援金等課税分で、後期高齢者医療制度における医療費のうち、４割を各保険者が分担して負担するものです。所得に応じて算定する所得割、被保険者１人につき５，３００円を負担していただく均等割、１世帯につき６，０００円を負担していただく平等割で構成しております。これらを足した世帯の課税限度額は、現行で２０万円となっております。</p> <p>３つ目は介護納付金課税分で、介護保険制度の給付に要する経費に充てるものです。課税対象は、介護保険第２号被保険者である４０歳から６４歳までの方です。所得に応じて算定する所得割、被保険者１人につき９，６００円を負担していただく均等割で構成しております。これらを足した世帯の課税限度額は、現行で１７万円です。三つの課税区分を合計した現行の限度額の合計は、１０２万円となっております。</p> <p>次に、資料下段は、「地方税法施行令の一部改正」についてです。令和５年３月３１日に改正された内容は、後期高齢者支援金分を２０万円から２２万円に引き上げ、限度額の合計を１０４万円にするものとなっております。</p> <p>次に、資料７ページをお開き願います。</p> <p>一番上段の表は「国及び江別市国民健康保険税課税限度額の推移」についてです。本市での直近の改正は、令和５年度であり、合計額は１０２万円ですが、令和６年度に改正した場合、課税限度額の合計は１０４万円となります。</p>

	<p>次に、その下の「江別市国民健康保険税課税限度額に到達する世帯収入」についてです。左の表は単身世帯の給与収入、右の表は世帯主のみ給与収入がある4人世帯の給与収入を課税区分ごとに記載しております。左の表の単身世帯の場合では、後期高齢者支援金分において、現行は給与収入1,348万円が限度額に到達していたものが、改定により給与収入1,466万円が限度額の到達額となるものです。その他につきましては、表に記載のとおりとなります。</p> <p>次に、その下の「令和6年度国民健康保険税課税限度額改定による影響見込み」についてですが、当市が令和5年度の国の基準に合わせ課税限度額を引き上げた場合に影響を受ける世帯数は、96世帯、影響を受ける世帯の割合は、0.5%の見込となっております。また、国保特別会計における影響額は、調定額では、約172万6千円の増加、収納率を考慮した歳入額では、約167万4千円の増加となる見込みであります。</p> <p>最後に、一番下の表は、「道内35市の国民健康保険税（料）限度額の改定状況」です。既に国の基準まで限度額を改定した市は28市、当市と同様に令和6年度に令和5年度の国基準まで引き上げを予定している市は、7市となっております。</p> <p>以上、国民健康保険税課税限度額についてのご説明となります。課税限度額の改定につきましては、次回の運営協議会で市長から諮問を行うことを検討しております。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局から、協議事項（1）「令和6年度国民健康保険税の課税限度額について」の説明がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
堀井委員	<p>7ページの令和6年度国民健康保険課税限度額改定による影響見込みの部分で、令和5年度の影響世帯数が246人だったと思います。令和6年度の影響世帯数が96に激減してるのは、その金額ベースが変わったからというところでしょうか。</p>
国保賦課係長	<p>令和4年度から令和5年度にかけては支援金分も1万円増加していますが、それに加えて基礎課税額の限度額も2万円増加しております。基礎課税額に該当する世帯が多かったため、246世帯となりました。令和6年度は支援金分のみ2万円を増額してるため、世帯数が少なくなっております。</p>
中川会長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>ないようですので、本件を終わります。</p>
中川会長	<p>それでは、最後に、5 その他について、何かありますでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>それでは事務局のから1つ、追加で説明させていただきたいと思います。</p> <p>本日配った資料をもう一度ご覧いただきたいと思います。</p> <p>今回、予算を組んでいて、令和6年度の予算は非常に厳しい状況で、基金も3億以上の取り崩しになってしまいました。そこで、今後の予定について説明させていただきたいと思います。</p> <p>上段部の比較ですが、「1. 保険税を据え置きした場合」で国民健康保険税を維持していくと、折れ線グラフの方が基金の残高の減少となり、令和7年度末</p>

	<p>には、マイナスの域になってしまうということで、基金の残高が枯渇してしまうという状況になります。</p> <p>これを避けるために、「2. 保険税を令和7年度に2.5億円(税込額の約14%)増額した場合」をシミュレーションしてみました。</p> <p>令和7年度に、2億5千万円程度を増額し、残ってる基金の約2億円の残額を使いながら、さらに、納付金の金額は2千万円ぐらいずつ増えてくというようなことを想定しシミュレーションをした結果、折れ線グラフの基金の残高は、少しずつ減るような状況であります。令和11年度までは何とか持ちこたえて、令和12年度にまたマイナスになってしまうという状況となります。</p> <p>ここで、想定していることとしましては、今、北海道が主導となって、令和12年度の北海道全体の保険税率の統一に向けて動いているところです。そこで、令和11年度まで持ちこたえて、北海道で全市町村が同じ税率で国保保険料を設定する状況にたどりつきたいと考えておりますので、また来年以降ご協議のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局の方から、基金残高についての追加の説明ということでございますけど、この件については質問はありますか。</p>
鈴木委員	<p>2ページ目の他市比較について、お聞かせください。これは保険税改定する前提でこういう比較をされていると思いますが、江別市は他の市に比べて、現状の保険税が少ないという認識をしています。それは江別市として、財政でやってこれたのかという認識があれば、ぜひお聞かせ下さい。</p>
国保年金課長	<p>今は道で納付金を徴収して、給付に対して、北海道からその交付金を充てられるというような状況にあります。それが平成30年度に始まりましたが、それまでの江別市の特徴としましては、医療費的にはそんなに高い方ではなかったということと、保険税を賦課した後に、全員が納めてくれるわけではないため、何とか納税課の方で頑張ってもらって収納していますが、他市と比べて少し収納率が高かったという経緯もございます。</p> <p>このようなことが積み重なり、何とか低い税率でやっていけたのではないのかと考えております。</p> <p>最近になりますとその自由度が、少し薄くなってしまっていて、全道統一して納付金を納めるという形になりますので、なかなか自由がない中で、今までの税率でここ何年か持たせてきたところではあります。いよいよ立ち行かなくなったと考えております。</p>
中川会長	<p>ほかに事務局からありますか。</p>
国保年金課長	<p>次回の開催であります。先ほどご報告した令和5年度国民健康保険事業費納付金の確定額などについてご報告いたしたく、来年1月に運営協議会の開催をお願いいたします。</p> <p>開催日程であります。1月22日、23日を予定しております。お手元に、出欠確認の用紙がございますので閉会后に、委員の皆様にご提出いただけたらと存じます。</p>

	以上でございます。
中川会長	ただいま事務局より説明がありましたが、これについて、ご質問などがありますでしょうか。 特になければ、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。 閉 会